

# せいかつほご 生活保護のしおり



かましふくしじむしょせいかつしえんか  
嘉麻市福祉事務所生活支援課

かいてい れいわ ねん がつ にち  
改訂：令和6年4月1日

かましやくしょ せいかつしえんか かましいわさき ばんち  
嘉麻市役所 生活支援課 (〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1)

でんわ しえんだい かかり  
電話 支援第1係 0948-42-7491

しえんだい かかり  
支援第2係 0948-42-7492

しえんだい かかり  
支援第3係 0948-42-7493

たんとう  
担当ケースワーカー：

しえんだい かかり  
(支援第 係)

1	はじめに	1 ページ
2	生活保護 <small>せいかつほご</small> とは	1 ページ
3	生活保護 <small>せいかつほご</small> を受ける <small>う</small> 前 <small>まえ</small> に	2 ページ
4	生活保護 <small>せいかつほご</small> の決め方 <small>きかた</small>	4 ページ
5	最低生活費 <small>さいていせいかつひ</small> とは	6 ページ
6	生活保護 <small>せいかつほご</small> の種類 <small>しゅるい</small>	7 ページ
7	生活保護 <small>せいかつほご</small> を受ける <small>う</small> ことになったら	8 ページ
8	地区担当員 <small>ちくたんとういん</small> （ケースワーカー）とその役割 <small>やくわり</small>	9 ページ
9	民生委員 <small>みんせいいいん</small> とその役割 <small>やくわり</small>	9 ページ
10	生活保護費 <small>せいかつほごひ</small> の支給方法 <small>しきゅうほうほう</small>	10 ページ
11	保護 <small>ほご</small> を受けている人の権利 <small>ひとけんり</small>	10 ページ
12	保護 <small>ほご</small> を受けている人の義務 <small>ひとぎむ</small>	11 ページ
13	減免等 <small>げんめんとう</small> を受けられるもの <small>う</small>	16 ページ
14	こんなときは相談 <small>そうだん</small> を	16 ページ
15	医療機関 <small>いりょうきかん</small> にかかりたいとき	17 ページ
16	介護 <small>かいご</small> を受けたいとき <small>う</small>	18 ページ
17	就労自立給付金 <small>しゅうろうじりつきゅうふきん</small> について	19 ページ
18	進学・就職準備給付金 <small>しんがくしゅうしょくじゅんびきゅうふきん</small> について	20 ページ
19	その他 <small>た</small>	21 ページ

## 1 はじめに

このしおりは、生活保護<sup>せいかつ ほ ご</sup>について知<sup>し</sup>っておいていただきたいことを説明<sup>せつめい</sup>したものです。必<sup>かなら</sup>ずお読<sup>よ</sup>みください。

わ<sup>わ</sup>からない点<sup>てん</sup>や、お聞<sup>き</sup>きになりたいことなどがありましたら、遠慮<sup>えんりょ</sup>なく福祉事務所生活支援課<sup>ふくしじむしょせいかつしえんか</sup>の職<sup>しょく</sup>員<sup>いん</sup>にお尋<sup>たず</sup>ねください。

## 2 生活保護<sup>せいかつ ほ ご</sup>とは

私<sup>わたし</sup>たちの一<sup>いっ</sup>生<sup>しょう</sup>の間<sup>あいだ</sup>には、病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>をし<sup>し</sup>たり、家<sup>か</sup>族<sup>そく</sup>が亡<sup>な</sup>くな<sup>な</sup>ったり、事<sup>じ</sup>故<sup>こ</sup>にあ<sup>あ</sup>つたりなど、い<sup>い</sup>ろい<sup>ろ</sup>な事<sup>じ</sup>情<sup>じょう</sup>のため<sup>ため</sup>に生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>がで<sup>で</sup>き<sup>き</sup>なくなるときがあります。

このよ<sup>よ</sup>うなとき<sup>とき</sup>に、その困<sup>こま</sup>っている状<sup>じょう</sup>況<sup>きょう</sup>や程<sup>てい</sup>度<sup>ど</sup>に<sup>お</sup>う<sup>う</sup>て、健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>で文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>的<sup>てき</sup>な最<sup>さい</sup>低<sup>てい</sup>限<sup>げん</sup>度<sup>ど</sup>の生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>を<sup>ほ</sup>し<sup>しょう</sup>う<sup>う</sup>て、1日<sup>いち</sup>も早<sup>はや</sup>く自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>た<sup>た</sup>ちの力<sup>ちから</sup>で生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>で<sup>で</sup>きるよ<sup>よ</sup>うに<sup>えん</sup>じ<sup>ょ</sup>お<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>のが生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>の制<sup>せい</sup>度<sup>ど</sup>の目<sup>も</sup>的<sup>てき</sup>です。し<sup>し</sup>か<sup>か</sup>し、そのた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>には、一<sup>いっ</sup>方<sup>ぽう</sup>で保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>を<sup>う</sup>け<sup>け</sup>る人<sup>ひと</sup>が、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>の生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>のた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>ゆる<sup>る</sup>努<sup>ど</sup>り<sup>ょく</sup>を<sup>ひつ</sup>よ<sup>う</sup>う<sup>う</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>も<sup>も</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>と<sup>と</sup>さ<sup>さ</sup>れて<sup>て</sup>いま<sup>ま</sup>す。(自<sup>じ</sup>立<sup>りつ</sup>助<sup>じゅ</sup>長<sup>ちやう</sup>)

### 3 生活保護を受ける前に

生活保護は、生活に困窮する方がその利用できる資産、能力その他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としています。

働く能力、資産、生活保護以外の法律や制度の適用、扶養義務者の援助など活用できるものはすべて活用するよう努力してください。

暴力団員は、正業に就かず、また違法・不当な収入の把握が難しく、保護の要件を満たさないため、暴力団員及び暴力団員と同居する家族・同居人は生活保護を受けることができません。

#### 1 能力の活用

家族全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。

働く能力があるのに働く努力をしない場合は、生活保護を受けられなくなることがあります。

病気やケガなどのために働ける能力があるかどうか不明の場合は、医師に診断してもらう必要があります。

#### 2 資産の活用

資産の保有には限度があります。余分な資産は処分して、生活費にあててください。

たとえば、生活に直接必要のない土地や家屋、預貯金、

せいめいほけん ゆうかしょうけん ききんぞく しさん げんぞく ほゆう  
生命保険、有価証券、貴金属などの資産は、原則として保有  
が認められておりませんので、解約や売却を行う必要があります。  
ます。

### 3 他法・他施策の活用

せいかつほごほういがい ほうりつ せいど ほしょう えんじょ りよう  
生活保護法以外の法律や制度による保障や援助など、利用で  
きるものも、すべて活用していただくようになっています。

ぐたいてき ねんきん こくみんねんきん こうせいねんきん きょうさいねんきん  
具体的には、年金（国民年金、厚生年金、共済年金など）、  
おんきゅう かくしゆてあて じどうてあて じどうふようてあて こようほけん  
恩給、各種手当（児童手当、児童扶養手当など）、雇用保険、  
しょうびょうてあて こうつうじこ ばいしょうきん れい  
傷病手当、交通事故による賠償金などが、その例です。

### 4 扶養義務者からの援助

ふうふ おやこ きょうだいしまい みんぼうじょう ふようぎむ かた  
夫婦、親子、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から  
えんじょ う ばあい う  
援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、  
えんじょかのう しんぞく せいかつほご りよう  
援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができな  
いということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある  
ばあい しんぞく しょうかい みあ じぜん  
場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前  
にご相談ください。

### 5 その他

くらしに役立つもの、例えば、せいめいほけん にゅういんきゅうふきん  
くらしに役立つもの、例えば、生命保険による入院給付金  
かいやくへんれいきん げんぞくてき すべ かつよう きてい  
や解約返戻金などは、原則的に全て活用するよう規定されてい  
ます。詳しくは、くわ ふくしじむしょせいかつしえんか たず  
ます。詳しくは、福祉事務所生活支援課にお尋ねください。

## 4 生活保護の決め方

生活保護は、次のような手続きによって決定されます。

### 1 相談・申請

相談は、福祉事務所生活支援課か各支所生活保護相談窓口で受け付けます。このときに、相談の内容などについての事情をお尋ねすることがあります。

### 2 調査

申請があると、福祉事務所生活支援課の地区担当員（ケースワーカー）が、現に生活に困っている状況を把握するために家庭を訪問し、聞き取り調査を行います。そのときには世帯の様子を正しく知るために、世帯の健康状態、収入や資産の状況、これまでの生活歴や家族、親族（扶養義務者）のことなどについて、お尋ねします。

また、医療機関で検査を受けていただいたり、扶養義務者の方が援助ができるかどうかを照会したり、その他にも必要な調査をする場合があります。

なお、福祉事務所は、この調査をもとに生活保護を適用する（決定）か、しない（却下）かの決定をしますので、調査には必ずご協力ください。

この調査に協力が得られないで、30日をこえた場合は却下となり、保護が受けられなくなることがあります。

※ お聞きしたことや、調査の結果などについての秘密は固く

まも  
守られますのでご安心ください。

### 3 判定

ちょうさ もと くに さだ せいかつ ほ ご きじゆん  
調査に基づき、国が定めている生活保護基準をもとに、あなた  
の世帯のすべての収入と基準額を比べて保護が必要かどうか  
を決定します。さいていせいかつひ しゅうにゆう すく  
最低生活費より収入が少ないときには、その  
足りない分だけが生活保護費として支給されます。収入が  
さいていせいかつひ うわまわ ばあい ほ ご う げんそくてき  
最低生活費を上回る場合は、保護を受けることが原則的にはで  
きません。(例外 れいがい いりよう かいご たんきゅう  
医療や介護の単給)

また、はたら はたら ほ ご う ひと  
働けるのに働いていないなど、保護を受ける人が  
じぶん せいかつ どりよく ひと ばあい  
自分の生活のための努力をしていないと認められた場合は、  
ほ ご う ちゅうい  
保護を受けられないことがあるので、注意してください。

### 4 通知

ほ ご う げんそく しんせいび  
保護を受けられるか受けられないかは、原則として申請日から  
いちにちない けってい しよめん つうち  
14日以内に決定して、書面で通知します。

なお、ちょうさ じかん とくべつ りゆう ばあい  
調査に時間がかかるなど、特別な理由がある場合は、  
きかん にちない えんちよう  
この期間が30日以内に延長されます。

また、この決定にけってい ふふく  
不服があるときは、決定の通知を受け取った  
ひ よくじつ かぞ げついない ふくおかけんち じ たい  
日の翌日から数えて3か月以内に、福岡県知事に対して、  
ふふく もう た  
不服の申し立てをすることができます。

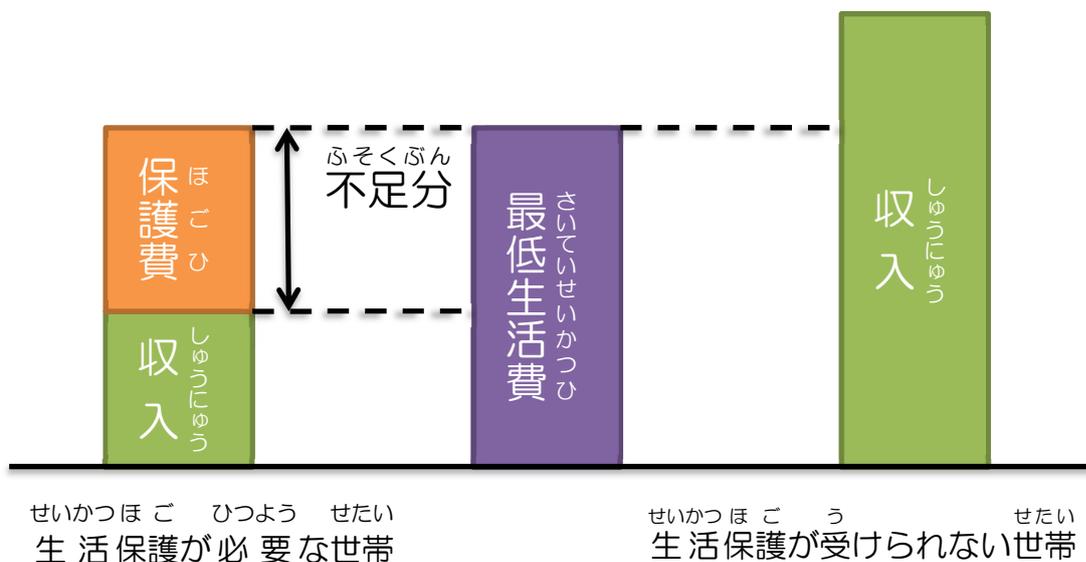
## 5 さいていせいかつひ 最低生活費とは

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい ひつよう ふじょ けいさん  
 最低生活費は、世帯の人数や年齢、必要な扶助により計算され  
 れます。

しゅうにゅう 収入  
 はたら え しゅうにゅう きゅうりょう ないしよくしゅうにゅう のうぎょう  
 働いて得た収入（給料、内職収入、農業  
 しゅうにゅう しんぞく えんじょ しおく ねんきん  
 収入など）や親族などからの援助や仕送り、年金、  
 てあて しさん しょぶん え しゅうにゅう せたい え  
 手当、資産を処分して得た収入など、世帯が得たす  
 べての収入を言います。

※ このうち はたら え しゅうにゅう こうつうひ  
 働いて得た収入については、交通費  
 ひつようけいひ こうじょかく みと  
 や必要経費などは控除額として認められています。

せたい せいかつほご せたい たんい けつてい おな いえ  
 世帯 生活保護は世帯を単位として決定されます。同じ家で  
 せいかつ とも ひと どういつせたい せたいいん  
 生活を共にしている人は、同一世帯の世帯員となります。  
 これを「せたいたんい げんぞく い  
 世帯単位の原則」と言います。



## 6 生活保護の種類

せいかつほご 生活扶助	しょくひ いふくひ こうねつすいひ にちじょう 食費、衣服費、光熱水費など日常の く ひよう 暮らしの費用
きょういくほご 教育扶助	ぎ むきょういく ひつよう がくようひんだい きゅう 義務教育に必要な学用品代、給 しょくひ きょうざいひ つうがくひ ひよう 食費、教材費、通学費などの費用
じゅうたくほご 住宅扶助	やちん ちだい かおくほしゅう じゅうたくい じ ひ 家賃、地代、家屋補修(住宅維持費) ひよう などの費用
いりょうほご 医療扶助	いりょうひ ちりょう ひつよう ほ そうぐ 医療費、治療に必要な補装具などの ひよう つういん こうつうひ 費用や通院のための交通費などの ひよう 費用
かいごほご 介護扶助	かいご ひよう 介護にかかる費用
しゅっさんほご 出産扶助	しゅっさん ひよう 出産にかかる費用
せいぎょうほご 生業扶助	しゅうしょくしたくひ きのうしゅうとくひ 就職支度費、技能習得費など
そうさいほご 葬祭扶助	そうぎ ひよう 葬儀にかかる費用

### ※ 一時扶助

じょうき りんじてき ひつよう ひよう いちじてき  
上記のほかにも、臨時的に必要な費用のために一時的  
しきゅう  
に支給されるものがあります。

また、ほごかいしじ てんきよじ れいだんぼうきぐ も あ  
保護開始時や転居時などで、冷暖房器具の持ち合  
せがない場合、ばあい げんどがく はんないん ふじょ ばあい  
限度額の範囲内で扶助ができる場合があります。  
ち くたんとういん  
くわしくは、地区担当員(ケースワーカー)におたずね  
ください。

## 7 生活保護を受けることになったら

生活保護法第60条の規定により、生活保護を受給している方は、常に、能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければなりません。

福祉事務所生活支援課は、あなたが一日も早く自分の力で生活できるように、できるかぎりの援助を行います。あなた自身も可能なかぎり次のような努力をしてください。

◎ 働いている人で、収入の少ない人は増やす努力をしてください。

◎ 仕事をさがしている人は、一日も早く仕事を見つけてください。

◎ 病気の方は、医師の指示に従い治療に専念してください。

◎ 支出の節約につとめ、計画的な生活をするよう心がけてください。

また、借金をしたり、家賃や教育費、生業費、給食費、光熱水費などを滞納することは、保護費の目的外使用になり、返還の対象になるので必ず支払うように心がけてください。

◎ 自動車については、生活保護を受けている間は、原則として保有も使用も認められていません。本人や家族が保有することはもちろん、他人から借りることもできません。

しごと つういん とくべつ じじょう ばあい かぎ ほゆう しよう  
仕事や通院（特別な事情がある場合に限る）で保有・使用  
ばあい ふくしじむしょ しょうにん ひつよう  
する場合には、福祉事務所の承認が必要です。

## 8 地区担当員(ケースワーカー)とその役割

ち く たんとういん せいかつほ ごせたい じょうきょう  
地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護世帯の状況を  
はあく せいかつい じ こうじょう ていきてき ひつよう おう  
把握し、生活維持・向上をはかるために定期的かつ必要に  
かていほうもん せいかつじょうきょう  
じて家庭訪問をし、生活状況をうかがったり、いろいろな  
そうだん おう  
相談に応じます。

こじん かてい ひみつ かた まも えんりょ そうだん  
個人や家庭の秘密は固く守りますので、遠慮なくご相談くだ  
さい。

## 9 民生委員とその役割

みんせいいいん ふくし かん ふくしじむしょ しごと きょうりよく  
民生委員は、福祉に関することで福祉事務所の仕事に協力  
していただく、厚生労働大臣から委嘱された方々です。地区  
こうせいろうどうだいじん いしよく かたがた ちく  
担当員（ケースワーカー）と同様に秘密は固く守りますので、  
たんとういん どうよう ひみつ かた まも  
困ったことや悩んでいることなど、安心してご相談ください。

## 10 生活保護費の支給方法

原則として、毎月1日にその月の生活保護費を金融機関へ振り込むか、各支所の支給会場での窓口払いなどの方法によって支払います。

保護費を受け取るには、届け出た印鑑と印鑑登録証兼医療カード（黄色のカード）が必要です。印鑑登録証兼医療カード（黄色のカード）は、生活保護が開始になったときに、地区担当員（ケースワーカー）を通じて交付しますので、大切に保管してください。

※ その月の1日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、生活保護費の支給日が早くなります。

※ 4月については、年度変更のため、支給日が1日以降になりますので注意してください。

なお、支給日の変更については、前もってお知らせをいたします。

## 11 保護を受けている人の権利

保護を受けている人には、次のような権利が保障されています。ただし、保護を受ける権利を他人に譲り渡すことは出来ません。（法第59条 譲渡禁止）

① 正当な理由がないのに、保護を停止、廃止又は保護費を

げんがく 減額されることはありません。(法第56条 不利益変更  
の禁止)

② 保護費や保護により支給されたものに対して、税金をかけられることはありません。(法第57条 公課禁止)

③ 保護費や保護により支給されたものを、差し押さえられることはありません。(法第58条 差押禁止)

④ 保護の決定に不服がある場合は、決定の通知を受け取った日の翌日から数えて、3か月以内に福岡県知事に対して不服の申し立てをすることができます。(法第64条 不服申立)

## 12 保護を受けている人の義務

### 1 こんなときは届出を(届出の義務)

次のようなときは、福祉事務所生活支援課に対して必ず届出をしなければなりません。なお、届出はできるかぎり早め  
にお願いします。

届出をしなかったり、事実と違った届出をした場合は、保護  
が変更、停止又は廃止されることがありますので注意してください。

① 家族の人数が変わるとき。

② 転居などで住所を変えようとするとき。

(転居については必ず事前に相談してください。)

③ 家賃、地代が変わるとき。

- ④ 仕事しごとを始めはじたり、やめやめたり、転職てんしょくしたとき。  
 (高校生こうこうせいのアルバイトしゅうにゅう収入とどけも届出ひつようが必要です。)
- ※高校生こうこうせいのアルバイトしゅうにゅう収入しゅうがくりょこうひについては、修学旅行費しゅうがくりょこうひ、  
 クラブ活動費かつどうひ等就学しゅうがくに必要なひつよう最小限度さいしょうげんどの額がくや、卒業後そつぎょうご  
 の就労しゅうろうや早期そうきの保護脱却ほごだっきやくのための経費けいひを収入しゅうにゅうとして  
 認定にんていしない取扱いとりあつかもできますので、地区担当員ちくたんとういん(ケー  
 スワーカーそうだん)に相談そうだんしてください。
- ⑤ 就労条件しゅうろうじょうけんが変かわったとき。
- ⑥ 収入しゅうにゅうが増ふえたり、減へったりしたとき。
- ⑦ 社会保険しゃかいほけんに加入かにゅうしたり、社会保険しゃかいほけんがなくななったとき。
- ⑧ 扶養義務者ふようぎむしゃに変動へんどうがあったとき。
- ⑨ 保護ほごを開始かいししたときに処分しょぶんするよう指導しどうされた資産しさん、又は  
 保有ほゆうを認めみとられた資産しさんを処分しょぶんしたとき。
- ⑩ 介護保険かいごほけんによる介護かいごを受けようとするとき。
- ⑪ 入院にゅういんや退院たいいんをするとき。
- ⑫ 施設しせつに入所にゅうしょ、又は退所たいしょするとき。
- ⑬ 年金ねんきんや手当てあてが受けられるようになったとき、又は受けられ  
 なくななったとき。
- ⑭ 高等学校こうとうがっこうに入にゅうがく学がくしたり、中途退学ちゅうとたいがくや卒業そつぎょうしたとき。
- ⑮ 保護ほごを必要ひつようとしなくななったとき。
- ⑯ その他ほか、ふだんせいかつじょうきょうの生活状か況かが変かわったとき。

## 2

### 収入があったら（収入申告）

給料、賞与(ボーナス)、年金、手当、仕送りなど、新たに収入があったり、その収入に変化があったときは、必ず申告(届け出)をしなければなりません。

申告のときは、収入申告書に、給与明細書、年金・手当などの証書や改定通知書、扶養届など、収入金額のわかる書類を添えて提出してください。

働いて得た収入については毎月申告が必要です。

なお、収入金額や年齢に応じて、基礎控除や新規就労控除、20歳未満控除などがあります。

また、必要経費として、交通費や税、学童保育所にお子さんを預けたときの費用などが認められます。

※病気等がなく、働ける方も毎月収入申告書の提出が必要です。また働いている人がいない世帯でも定期的に収入申告が必要です。

## 3

### 指導・指示と検診命令について

福祉事務所の指導・指示には従ってください。まず、口頭による指示が行われ、その指示に従っていただけない場合、文書による指導・指示をします。文書による指導・指示にも従っていただけない場合は、保護の変更、停止または廃止をすることがあります。(法第62条)

また、働ける能力があるかどうか分からないときは、健康状態などを確認するため、医療機関で検診を受けていただく

ようになっています。

#### 4 保護費の返還について

- (1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還  
差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された保護費（医療費等も含む。）をすみやかに返還しなければなりません。

例

- 1 資産（土地、家屋など）を売却したとき。
- 2 生命保険などの解約返戻金や保険金等を受け取ったとき。
- 3 各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- 4 交通事故の賠償金、示談金、補償金などを受け取ったとき。

- (2) 不正受給の費用徴収

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

※ 福祉事務所では、法第29条に基づく調査として、課税調査（地方税等の課税状況等の調査）を年に1回実施しています。

## 5

せいかつほご てきせい じゆきゆう  
生活保護の適正な受給のために

とどけで ただ おこな たふせい しゆだん つか  
届出を正しく行わなかったり、その他不正な手段を使っ  
たりして保護費を受け取った場合、不正受給となり、保護  
ひ へんかん ひつよう  
費を返還する必要があります。

せいかつほご ほうだい じょうまた けいほう きてい しょばつ  
また、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰

されることがあります。

せいかつほご ほう  
生活保護法

ほうだい じょう  
(法第78条)

ふじつ しんせい たふせい しゆだん ほごう また  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は  
たにん う もの ほごひ しべん  
他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した  
とどうふけんまた しちょうそん ちょう ひよう がく ぜんぶまた いちぶ  
都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部  
を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100  
ぶん じょう え がくい か きんがく ちょうしゅう  
分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することがで  
きる。

ほうだい じょう  
(法第85条)

ふじつ しんせい たふせい しゆだん ほごう また た  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他  
にん う もの ねんい か ちょうえきまた まんえん  
人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円  
い か ばっきん しょ けいほう せいじょう  
以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、  
けいほう  
刑法による。

## 13 減免等を受けられるもの

生活保護を受けているときは、次のようなものが減額・免除  
または、生活保護費として支給されます。手続きなどくわしいこ  
とは地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

- ① 国民年金保険料
- ② 市県民税・固定資産税
- ③ NHK放送受信料
- ④ 私立高等学校授業料等
- ⑤ 保育料
- ⑥ 嘉麻市ケーブルテレビ基本料
- ⑦ 嘉麻市学童保育所利用料
- ⑧ 戸籍謄本や住民票の写し等の各種証明手数料等  
(市町村等によって取扱いが異なる場合があります。)

## 14 こんなときは相談を

生活保護を受けると、地区担当員（ケースワーカー）や民生  
委員が協力して、一日も早く自分たちの力で生活していけ  
るように、できるかぎりの援助や助言を行います。次のよう  
なことがありましたら、遠慮なく地区担当員（ケースワーカー）  
にご相談ください。

- ① 自分の受けている保護についてわからないことがあるとき。

- ② 子どもの就学、進学、通学問題で困ったとき。
- ③ 天災や災害により被災したとき。
- ④ 妊娠、出産をしたとき。
- ⑤ 家族が亡くなったとき。
- ⑥ 仕事を始めるための技術等を身につけたいとき。
- ※ このほかにも、何かありましたらご相談ください。

## 15 医療機関にかかりたいとき

病気やケガで初めて医療機関にかかるときは「医療要否意見書」が必要です。医療機関にかかる前に必ず登録印と「印鑑登録証兼医療カード」（黄色のカード）を持って福祉事務所生活支援課又は各支所生活保護窓口に来所し交付申請をしてください。また、次のようなことに注意して受診してください。

- ① 生活保護の指定医療機関（病院、医院、診療所）にかかってください。やむをえず指定外の医療機関にかかるときは、地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。
- ② 同じ病気やケガで2つ以上の医療機関に同時にはかかりません。
- ③ 次のときは、必ずケースワーカーに連絡してください。
  - 1 病気やケガが治ったときや、入院・退院をしたとき。
  - 2 医師の診断により、はり、きゅう、マッサージ、柔道

せいふく ちりょう う  
整復による治療を受けるとき。

3 医師の指示により、メガネ、コルセットなどが必要とな  
ったとき。

4 交通事故や仕事中に事故にあったとき。

④ 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使えなくな  
りますので返してください。

その他の健康保険証は継続して使ってください。なお、そ  
のときの保険診療自己負担分は生活保護で支払います。

⑤ 病気のため直接病院へ行ったときは、すぐに福祉事務所  
生活支援課へ連絡してください。

⑥ 医師から処方される医薬品については、医師が専門的な  
判断に基づいて後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を  
認めている場合は、後発医薬品の使用が原則となっています。

## 16 介護を受けたいとき

家事などの日常生活に支障があって支援が必要になったり、  
寝たきり、認知症などで常に介護が必要になった場合は、介護  
保険による支援や介護を受けることができます。

介護保険とは、介護を必要とする状態になっても自立した  
生活ができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

介護サービスには、自宅で受けるもの、日帰りで通うもの、  
福祉用具の貸与や住宅改修、施設への入所などがあります。

しえん かいご ひつよう じょうたい えんりよ こうれいしゃかいごか  
支援や介護が必要な状態になったら、遠慮なく高齢者介護課  
か、担当のケースワーカーにご相談ください。

## 17 就労自立給付金について

せいかつ ほ こ だっきやく ぜいぎん しゃかいほけんりょう ふたん  
生活保護から脱却すると、税金や社会保険料などの負担が  
しょう てる ふ せいかつ ほ こ  
生じるため、こうした点を踏まえたうえで、生活保護からの  
だっきやく うなが きゅうふきん しきゅう きゅうふきん あんてい  
脱却を促すための給付金を支給します。この給付金は、安定  
した しょくぎょう つ とう ほ こ ひつよう かた  
職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった方  
しきゅう  
に支給するものです。

### ○対象者

せたいいん あんてい しょくぎょう つきいじょうこよう  
世帯員が安定した職業（おおむね6月以上雇用されるこ  
み こ さいていげんど せいかつ い じ ひつよう  
とが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要  
しゅうにゆう え みと  
な収入を得ることができると認められるものをいいます。）  
つ せいかつ ほ こ ひつよう みと  
に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなったと認  
められる せたい  
世帯

### ○支給時期

せたい たんい ほ こはいしじ いっかつしきゅう  
世帯を単位として、保護廃止時に一括支給

### ○支給額

じょうげんがく たんしんせたい まんえん ふくすうせたい まんえん  
上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円

### ○算定方法

ほ こ ひつよう みと ひ そく つき  
保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から

起算して前6か月における各月の就労収入額(※)に100分の10を乗じて得た額に3万円(単身の世帯にあっては、2万円)を加えた額と上限額のいずれか低い額を支給額とします。

○再受給までの期間

原則、前回給付金を受けた日から3年以内である場合は支給対象となりません。

※ 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額

## 18 進学・就職準備給付金について

生活保護世帯の子どもが本人の希望を踏まえた選択に基づく進学又は就職による自立の助長に資する支援を図ることを目的として、高校卒業後に大学等に進学する者又は就職する者に対して、進学又は就職の際の新生活の立上げに当たって必要となる費用に充てるため、以下の対象者に給付金を支給するものです。

### 進学準備給付金

○対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日の間にある者で、

こうとうがっこうとう そつぎょうとう あとただ だいがくとう にゅうがく  
高等学校等を卒業等した後直ちに大学等に入学しようと  
する者等

しきゅうがく  
○支給額

だいがくとう にゅうがく ともな てんきよ もの まんえん  
大学等への入学に伴い転居する者 30万円

た もの まんえん  
その他の者 10万円

たいしょうしゃ たいしょうだいがくとう ようけん たんとう  
※対象者や対象大学等には要件がありますので、担当ケー  
スワーカーにご相談ください。

しゅうしょくじゅんびきゅうふきん  
就職準備給付金

たいしょうしゃ  
○対象者

さい たつ ひ い さいしよ がつ にち あいだ もの  
18歳に達する日以後最初の3月31日の間にある者で、  
こうとうがっこうとう そつぎょうとう あとひ つつ あんてい しょくぎょう  
高等学校等を卒業等した後引き続き安定した職業に  
就こうとする者等

しきゅうがく  
○支給額

しゅうしょくとう ともな てんきよ もの まんえん  
就職等に伴い転居する者 30万円

た もの まんえん  
その他の者 10万円

たいしょうしゃ しょくぎょうとう ようけん たんとう  
※対象者や職業等には要件がありますので、担当ケー  
スワーカーにご相談ください。

## 19 その他

- ① この「生活保護のしおり」でわからないことがありましたら、あなたの地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねくださ

い。

- ② 地区担当員（ケースワーカー）は、家庭訪問に出て事務所を不在にする場合がありますので、お急ぎのご用件やご相談があるときは、なるべく前もって電話などでご連絡ください。
- ③ 酒気を帯びての相談には、対応しませんので、ご了承ください。

### ○仕事を始めたいとき

- 飯塚公共職業安定所（ハローワーク飯塚）

☎ 88-4594

- 嘉麻・桂川シルバー人材センター（60歳以上の方）

☎ 52-2715

### ○住宅に困っているとき

- 市営住宅（嘉麻市役所住宅課）

☎ 42-7062

- 県営住宅（福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所）

☎ 21-3232

### ○働くために子どもを預けたいとき

- 保育所（嘉麻市福祉事務所こども育成課）

☎ 42-7461